

東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第15条 授業料の徴収猶予は、次の各号の一に該当する場合に、これを許可する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合</p> <p>第19条 授業料徴収猶予の期限は、適宜定めるものとする。ただし、当該年度を超えることはできない。</p> <p>(新設)</p> <p>(入学料の徴収猶予)</p> <p>第29条 入学料の徴収猶予は、次の各号の一に該当する場合にこれを許可する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(徴収猶予の期限)</p> <p>第32条 入学料の徴収猶予の期限は、適宜定めるものとする。ただし、当該入学に係る年度を超えることはできない。</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>第15条 授業料の徴収猶予は、次の各号の一に該当する場合に、これを許可する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合</p> <p>第19条 授業料徴収猶予の期限は、適宜定めるものとする。ただし、当該年度を超えることはできない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第15条第1項第4号の規定により授業料徴収猶予の許可を受けた場合は、当該年度を超えて授業料徴収猶予の期限を定めることができる。</u></p> <p>(入学料の徴収猶予)</p> <p>第29条 入学料の徴収猶予は、次の各号の一に該当する場合にこれを許可する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合</u></p> <p>(徴収猶予の期限)</p> <p>第32条 入学料の徴収猶予の期限は、適宜定めるものとする。ただし、当該入学に係る年度を超えることはできない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第29条第1項第4号の規定により入学料徴収猶予の許可を受けた場合は、当該年度を超えて入学料徴収猶予の期限を定めることができる。</u></p>	<p>来日できず年度内の納付が困難な留学生がいるため</p> <p>来日できず年度内の納付が困難な留学生がいるため</p>

附 則 (令和4年3月16日教規程第54号)
この規程は、令和4年3月16日から施行する。